旅館業営業のてびき

１　はじめに

旅館業（種別が旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の３つに分かれています。）を営業しようとする場合は、旅館業法の規定により、営業許可を受けなければ、無許可営業になります。

ついては、次の事項に注意して許可申請を行ってください。

旅館業法以外の法令により手続を要する場合があるので、事前に関係機関と協議してください。

【関係法令】

建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、水質汚濁防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、景観法、自然公園法、国際観光ホテル整備法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）　等

なお、旅館・ホテル関係には、次の組合があります。

【関係組合】

広島県ホテル旅館生活衛生同業組合（広島市中区河原町１-26広島県環衛ビル）℡082-296-1022

２　許可申請

営業施設は、「設置場所等の基準」及び「構造設備基準」に適合しなければなりません。

営業開始後は、「営業施設について講じるべき措置の基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

また、風俗関連営業施設（そのおそれがあると見なされる場合を含む。）の場合の構造設備は、「旅館業営業許可等事務処理要領」（昭和60年８月26日県環境保健部長通知にて一部改正）中の許可事務等の取扱基準を踏まえたものとしてください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の20日程度前までに申請してください。　　申請手数料（令和８年４月１日現在）：　22,000円

【添付書類】

図面	◆平面図：各階のもの　寸法を記載（内寸で記載） 玄関帳場、玄関広間、食堂、厨房、入浴設備、 洗面設備、便所、客室（踏込・押入等、窓、） ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの ◆入浴の用に供する湯水の給排水系統図（ボイラー、ろ過器、消毒設備等がある場合は、その仕様書を含む。） ◆その他：立面図の添付が望ましい。
付近見取図	施設の敷地の周囲100m以内の状況が詳細にわかるもの （周囲200m程度が望ましい。） ※　学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法３条３項関係施設）からの距離を記入すること。
玄関帳場の構造がわかる図面	玄関帳場がない簡易宿所の場合は不要。
定款又は寄附行為の写し及び 登記事項証明書	法人による申請の場合
申立書　（事務処理要領）	※　形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。
誓約書　（事務処理要領）	※　形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。

※　申請施設が既設の場合（名義変更等）、申請時に次の書類も添付

消防法令適合通知書（原本）	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの （規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。）
（令和９年１月１日以降） 用途変更に係る確認済証又は建築基準関係規定に適合している旨の証明書	（既存の建物を用途変更して利用する場合） ①用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合 ・用途変更に係る確認済証 ②用途変更する床面積の合計が200㎡以下の場合 ・建築基準関係規定に適合している旨の証明書（建築士作成）

３　しゅん工届（新設・増改築の場合）

許可申請施設がしゅん工したとき、届け出てください。

【添付書類】

消防法令適合通知書（原本）	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの （規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。）

４　利用基準

営業者は営業の施設を利用させるためには、次の基準によります。

①　善良の風俗が害されるような文書、図画、その他の物件を営業施設に掲示し、又は備え付けないこと。

②　善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

５　宿泊させる義務

営業者は次の場合を除いては、宿泊を拒めません。

①　宿泊しようとする者が、特定感染症（※）の患者であるとき。

※　特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

②　宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

③　宿泊施設に余裕がないとき。

④　宿泊しようとするものが賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

★①②のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録し、３年間保管しておくこと。

６　差別防止の更なる対策等

①　営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めること。

②　営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにすること。

７　宿泊者名簿

営業者は、宿泊者名簿を備え、当該職員等の要求があったときは、これを提出しなければなりません。
また、宿泊者名簿は３年間保存してください。

【宿泊者名簿の記載事項】

宿泊者の氏名、住所、連絡先、年齢、行先地、到着日時、出発日時、国籍※、旅券番号※

※　宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合、その国籍及び旅券番号を記載すること。

注１　団体宿泊の場合、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所等が確実に把握されていれば、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を記載してもよい。（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合を除く。）

注２　外国人宿泊者の場合、旅券の提示を求め、その写しを併せて保存すること。

８　変更・廃止・停止の届出

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○　**変更届**……申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備　等

※　営業者の変更、施設の移転、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規手続を要するので、必ず事前に連絡・相談を行うこと。

【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等で確認をします。
営業者の住所	添付書類なし
営業施設の名称	添付書類なし
法人の名称、事務所所在地、代表者氏名	登記事項証明書（法人が営業者の場合）
構造設備	変更前後の図面、消防法令適合通知書、建築確認済証の写し　等

○　**廃止届・停止届**……営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届け出ること。

【添付書類】

許可指令書（営業を廃止した場合）

９　承継承認申請

※　承継承認の場合は、事前に相談を行ってください。施設の大幅な変更等がある場合は、新規扱いになる場合があります。

○　**承継承認申請（譲渡）**……譲渡により営業者の地位を承継する者は、承継の承認を要する。

原則申請は、譲受人、譲渡人の連名で申請すること。

譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することとなるので、注意すること。

申請手数料（令和８年４月１日現在）：　7,400円

【添付書類】

譲渡を証する書類	原則、譲渡契約書等の写し等 ※　当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、効力発生日が最低限確認できるもの。
定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	譲受人が法人の場合
施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法３条３項関係施設）からの距離を記入
承継に係る申立書（旅館業）	譲受人、譲渡人の双方で施設の変更や変更届の提出モレがないか確認し提出すること。
申立書　（風営法関係）	※　形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。

○　**承継承認申請（合併・分割）**……営業者に合併又は分割があり、営業者の地位を承継する者は、承継の承認を要する。

申請手数料（令和８年４月１日現在）：　7,400円

【添付書類】

営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人
施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法３条３項関係施設）からの距離を記入
申立書　（事務処理要領）	※　形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。
登記事項証明書	申請どおり合併等を行い、登記後に提出すること。

○　**承継承認申請（相続）**……営業者が死亡した場合、相続人が相続により、営業者の地位を承継する場合は、60日以内に承継の承認を要する。

申請手数料（令和８年４月１日現在）：　7,400円

【添付書類】

戸籍謄本等	相続人すべてがわかるもの
相続人全員の同意書	相続人が承継者本人のみである場合は不要
施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法３条３項関係施設）からの距離を記入
申立書　（風営法関係）	※　形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。